

議 事 録

平成29年9月27日定例教育委員会を北島町総合庁舎6階視聴覚室において開催した。

1 会議に出席した者

- | | | | |
|-----|----|-----|-----|
| 1 番 | 久湊 | 薫 | 委 員 |
| 2 番 | 板東 | 久男 | 委 員 |
| 3 番 | 巻島 | 恵子 | 委 員 |
| 4 番 | 三好 | 久美子 | 委 員 |
| 5 番 | 辻村 | 邦雄 | 委 員 |
| | 天羽 | 俊夫 | 教育長 |

2 会議に出席した事務局職員

事務局局長 尼寺かつ美

3 会議に欠席した委員

な し

4 本会の書記

事務局長 尼寺 かつ美

5 議事

- (1) 北島町要保護及び準要保護児童生徒の就学援助認定に係る事務要領の改正について
- (2) 体育功労者表彰について
- (3) 平成29年度全国学力・学習状況調査の公表について

6 その他

- (1) 平成29年度第3回定例議会一般質問について

教育長 午後2時開会し、あいさつの後、議事録署名者を会議に諮り、次のとおり選任する。

- | | |
|-----|------|
| 1 番 | 久湊委員 |
| 2 番 | 板東委員 |

教育長 それでは議事に入ります。議事(1) 北島町要保護及び準要保護児童生徒の就学援助認定に係る事務要領の改正について、事務局から説明をお願いします。

教育長 就学援助については、学校教育法に基づき適切に実施しております。この度、平成29年度より「新入学児童生徒学用品費等」の支給について、要保護児童生徒の単価の見直しが行なわれ、それに伴い、準要保護児童生徒の「新入学用品費」の単価の見直しを行い、新入学準備への

負担の軽減を図っております。

また、要保護児童生徒に対し、援助が必要な児童生徒の保護者に対し、必要な援助が適切な時期に速やかな支給が行われるよう、国から通知もあり、文科省は交付要綱の改正を行い、小・中学校ともに入学前の支給を補助対象といたしました。

町の就学援助費の対象となる準要保護児童・生徒は、要保護児童・生徒に準ずる者とされており、また、昨年来「生活を守る会」からの要請もあり、この度、第3条の援助費の費目に（4）新入学用品費（入学前支給）を新たに追加し、中学校入学者のみの対象ですが、入学前の3月に支給できるように、事務要領を改正することとし、お手元に（案）をお示ししております。

それとともに、申請書の様式についても、これまで変更せずに古い様式を使用しており、個人情報の調査に関する同意の有無の明記がされておられませんでしたので、資料にある様式のとおり変更する予定です。なお、小学校入学児童については、入学前の3月には学齢児童ではなく、申請者の所得が確定しておらず認定することが出来ないため、入学前の支給が難しいことから、対象外となっております。

以上、就学援助認定に係る事務要領の改正についてご説明させていただきました。ご承認をお願いいたします。

教育長 ただ今の説明について、何かご質問はございますか。

委員 入学前に支給し、その後家庭の状況が変わった場合はどうなるのですか。

局長 支給年度つまり入学前年度に認定されていれば、支給対象となりますので、次年度に認定されなくても支給は可能です。

委員 準要保護児童・生徒とはどういうものですか。

局長 要保護に準ずる世帯の児童・生徒ということで、準要保護児童・生徒が就学援助費の対象者となります。

教育長 他にございませんか。

委員 はい。

教育長 それでは、北島町要保護及び準要保護児童生徒の就学援助認定に係る事務要領の改正についてご承認いただけますでしょうか。

委員 はい

教育長 ありがとうございます。次に、議事（2）体育功労者表彰について事務局より説明をお願いします。

局長 本年度の体育功労者表彰の選任について、9月11日に選考委員会を開催し、お手元の資料のとおり選任いたしました。本年度は、功労賞（指導者賞）1名とスポーツ優秀選手賞が45名となりました。いずれも町の表彰規程にそって決定いたしております。

教育長 ただ今の説明について、何かご質問はございますか。無いようですので、議事（2）についてご承認いただけますでしょうか。

委員 はい

教育長 ありがとうございます。次に、議事（3）平成29年度全国学力・学習状況調査の公表について私より説明をいたします。

平成29年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について、10月上旬に公表したいと考えており、資料の（案）のとおり作成し、本日追加

で提案させていただきました。昨年同様、主に生活に関わるものについて公表し、今年度は新しく携帯電話・スマホの約束と中学校の部活動時間に関するデータを追加いたしました。確認いただき、何かご意見ご質問はございますか。

委員 北島中学校の運動部と文化部の比率はどのくらいですか。運動時間と正答率がどうなのか、マスコミ等でいろいろと報道されているので、本町の状況が知りたいと思います。

教育長 国からは様々なデータが送付されてきておりますので、クロス集計すればわかると思いますが、現時点では運動部と文化部の区別は確認できておりません。

委員 スマホについては、これを見ると「ほとんどが持っている」と言われるのではないですか。持たせていない保護者が困惑するようなことはありませんか。文言を変えてはどうですか。

教育長 学力調査の元の質問内容を変えることになるのでそれは出来ないと思います。

委員 携帯電話やスマホについての約束を守っているかどうかということに主眼をおくのであれば、後の4項目を一つにまとめて集計し、その他として掲載してはどうでしょうか。

教育長 それでは、携帯電話・スマホの約束項目については、5項目に集計し直して掲載することよろしいですか。

委員 はい

教育長 中学校部活動についてはどうでしょうか。

委員 よく頑張っているなということで、このままでも良いのではないですか。

教育長 ありがとうございます。それでは、文言についてはもう少し精査し、スマホに関する項目を修正して、10月上旬にホームページにて公表するというので、ご承認いただけますか。

委員 はい。

教育長 ありがとうございます。それでは、その他について事務局よりご説明いたします。

(1) 平成29年度第3回定例議会一般質問について、局長より説明

教育長 これをもちまして本日の定例教育委員会を終わります。
ご協力ありがとうございました。

全協議終了、午後4時閉会を宣する。

以上会議の顛末を記載し、その相違がないことをここに署名します。

平成29年9月27日

書記 尼寺 かつ美
議事録記名
議事録記名